



環廃対発第 120330004 号
 環廃産発第 120330006 号
 平成 24 年 3 月 30 日

都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課長



産業廃棄物課長



特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物の埋立処分を行う水面埋立地の指定について（通知）

平素は廃棄物の適正な処理の推進について格段の御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成 23 年環境省令第 33 号）第 29 条第 3 号ニ(2)及び第 31 条第 3 号ニ(2)において、放流水の水質を適正に維持することができることが確実である水面埋立地を環境大臣が指定することが規定されています。

今般、この指定に関する取扱いについて、平成 24 年 3 月 12 日に開催した災害廃棄物安全評価検討会において御検討いただき、別添のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。貴職におかれましては、この内容について御承知いただくとともに、貴管内市町村等に対する周知をお願いいたします。



特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の埋立てを行う 水面埋立地の指定について

1 趣旨

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成23年環境省令第33号。以下「規則」という。）においては、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の埋立処分に当たって、

- ① 厚さがおおむね50cm以上の土壌層が敷設された場所において埋立処分を行うこと
- ② 埋め立てた廃棄物の厚さおおむね3mごとに、その表面を土壌でおおむね50cm覆うこと
- ③ ばいじんに雨水が浸入しないよう必要な措置を講ずること

との規定がある。

水面埋立地（水面埋立処分を行う埋立地をいう。以下同じ。）のうち陸域化した部分では、これらの基準に従って埋立処分を行うことが可能である。また、事故由来放射性物質による公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのない特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物のみを埋め立てる場合には、これらの基準を適用しないことが規則第29条第3号ニ(1)及び第31条第3号ニ(1)に規定されている。

上記のいずれにも該当しない水面部分への投入による埋立処分については、規則第29条第3号ニ(2)及び第31条第3号ニ(2)の規定により、水面埋立地のうち、放流水の水質を適正に維持することができることが確実であるとして環境大臣の指定を受けた場合に限って、これらの基準を適用しないこととしている。

この規定に基づく水面埋立地の指定について、次のとおり取り扱うこととする。

2 指定の要件

指定の要件を以下のとおりとする。

- ① 当該水面埋立地において、埋立処分が終了するまでの間に埋め立てる特定一般廃棄物・特定産業廃棄物から溶出すると考えられる放射性物質の総量と、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の埋立処分を終了するときの水面埋立地の残余水面部の内水の総量との比率から算出される水面埋立地の残余水面部の内水の放射性物質の濃度が、規則第33条第2号ニに規定する最終処分場周辺の公共の水域における放射性物質の濃度

限度¹以下であること（算出方法は別紙1のとおり）。

- ② ①に適合しない場合には、排水処理が必要となる水面埋立地の排水量に見合った処理能力を確保できること。
- ③ 指定を受けた後に、以下の措置を講ずることが可能であること。
 - (i) 水面埋立地に埋め立てる特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の放射能濃度、放射性物質の溶出率等を継続的に測定し、埋め立てる特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の搬入管理を適切に行うこと。
 - (ii) 水面埋立地の残余水面部の内水の放射性物質の濃度について測定を行い、継続的に監視すること。
 - (iii) (i) 及び (ii) に係る測定結果を記録し、一定期間保存すること。

3 指定の手続

(1) 指定の申請

水面埋立地において埋立処分を行おうとする水面埋立地の設置者が、環境省あてに、指定の申請書及び添付書類を提出する。申請書の様式は、別記様式のとおりとし、添付書類は任意の書式とする。

申請書には、当該水面埋立地の設置者の氏名・住所、設置場所、埋立面積、埋立容量等を記載するほか、2の要件に適合していることを確認できる書類を添付する。

(2) 指定の審査

環境省は、申請書及び添付書類を確認し、必要に応じて災害廃棄物安全評価検討会委員の意見を聞いた上で、2の要件に適合していると判断できる場合には、指定を行う。指定フローは、別紙2のとおりである。

(3) 指定書の交付

環境省は、指定を行った場合には、申請者に対し指定書を交付する。

指定に当たっては、2 ③ (i) 及び (ii) に係る測定結果を定期的に環境大臣に報告すること等の必要な条件を付す。また、指定を受けた者が必要な措置を適切に講じていないと認められる場合、指定後に埋め立てる特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の搬出元や埋立方法の変更があった場合等には、指定を撤回する旨の留保を付す。

¹ 「濃度限度」とは、以下の式を満たすセシウム 134・セシウム 137 の濃度をいう。

$$\frac{{}^{134}\text{Cs の濃度 (Bq/L)}}{60 \text{ (Bq/L)}} + \frac{{}^{137}\text{Cs の濃度 (Bq/L)}}{90 \text{ (Bq/L)}} \leq 1$$

また、2の要件に適合していることを定期的に確認するため、当面の間は、指定の有効期間を1年間とする。

2 「①の水面埋立地の残余水面部の内水の放射性物質の濃度」の算出について

I. 2 ①「埋立処分が終了するまでに埋め立てる特定一般廃棄物・特定産業廃棄物から溶出すると考えられる放射性物質の総量」は、

- (i) 埋め立てる特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の放射能濃度
- (ii) 埋め立てる特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の放射性物質の溶出率
- (iii) 埋め立てる特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の総量

を用いて算定することとなるが、それぞれの数値は、以下のとおり求めることとする。

(i) 埋め立てる特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の放射能濃度は、指定の申請までに行った測定結果の平均値とする。

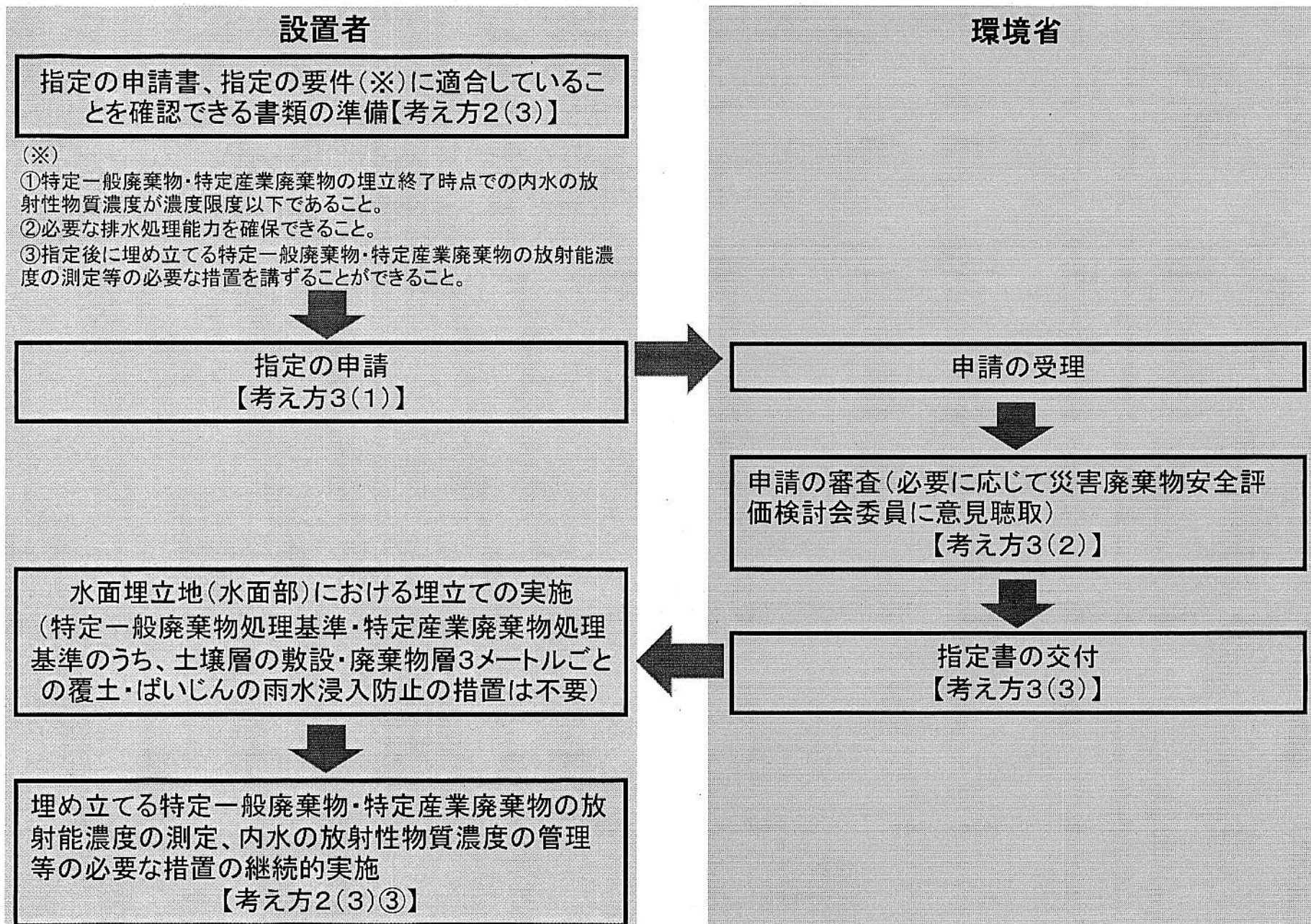
(ii) 埋め立てる特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の放射性物質の溶出率は、廃棄物の種類ごとに溶出試験を個別に行った結果又は安全側に考慮されている文献値とする。

また、埋め立てる特定一般廃棄物・特定産業廃棄物のゼオライトやセメント等との混練、長期的に特定一般廃棄物・特定産業廃棄物と水面埋立地の内水との接触を防止することができる容器への収納等を行う場合には、これらの措置による溶出の低減を考慮することができる。

(iii) 埋め立てる特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の総量は、今後の受入予定量又は毎年の受入量の平均をもとに算定したものとする。

II. 2 ①の「特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の埋立処分が終了するときの水面埋立地の残余水面部の内水の総量」は、降雨や放流等による水量の変化を考慮したものとする。

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の埋立てを行う水面埋立地の指定のフロー



※図中の「考え方」は、「特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の埋立てを行う水面埋立地の指定に係る考え方(案)」を指す。

別記様式

特定一般廃棄物の埋立処分を行う水面埋立地の指定申請書 特定産業廃棄物		
年 月 日		
環境大臣 殿		
申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第29条第3号ニ(2)の規定により、水面埋立地の指定を受けたいので、関係書類を添えて第31条第3号ニ(2)申請します。		
水面埋立地の設置場所		
埋め立てる特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物の種類	特定一般廃棄物	特定産業廃棄物
処 理 能 力	面積 埋立容量	m ² m ³
許可の年月日及び許可番号 (一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合)	年 月 日	第 号
埋立処分開始予定年月日	年 月 日	
埋立処分終了予定年月日	年 月 日	
※事 務 処 理 欄		
備考 指定の要件に適合していることを確認できる書類を添付すること。		

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（環境省令第三十三号）（抄）

（特定一般廃棄物処理基準）

第二十九条 法第二十三条第一項の環境省令で定める特定一般廃棄物の処理の基準は、次のとおりとする。

三 特定一般廃棄物の埋立処分に当たっては、次によること。

イ 埋立処分は、次のように行うこと。

(2) 埋立地のうちの厚さ（敷設された土壌の層が二以上ある場合にあっては、それらの層の合計の厚さとする。）がおおむね五十センチメートル以上の土壌の層が敷設された場所において行うこと。

ロ 熱しゃく減量十五パーセント以下に焼却した一般廃棄物（特定一般廃棄物であるものに限る。）の埋立処分を行う場合には、当該一般廃棄物の一層の厚さは、おおむね三メートル以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土壌でおおむね五十センチメートル覆うこと。

ハ ばいじん（特定一般廃棄物であるものに限る。）の埋立処分を行う場合には、当該ばいじんに雨水が浸入しないように必要な措置を講ずること。

ニ 次に掲げる場合には、イ(2)、ロ及びハに掲げる基準は、適用しないこと。

(2) 水面埋立処分を行う埋立地のうち、放流水の水質を適正に維持することができることが確実であるとして環境大臣の指定を受けたものにおいて埋立処分を行う場合（(1)に掲げる場合を除く。）

（特定産業廃棄物処理基準）

第三十一条 法第二十三条第二項の環境省令で定める特定産業廃棄物の処理の基準は、次のとおりとする。

三 特定産業廃棄物の埋立処分に当たっては、次によること。

イ 第二十九条第三号イの規定の例によること。

ロ 特定産業廃棄物を含む産業廃棄物の埋立処分を行う場合（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理令」という。）第六条第一項第三号ヲ本文に規定する場合を除く。）には、当該産業廃棄物の一層の厚さは、おおむね三メートル以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土壌でおおむね五十センチメートル覆うこと。

ハ ばいじん（特定産業廃棄物であるものに限る。）の埋立処分を行う場合には、第二十九条第三号ハの規定の例によること。

ニ 次に掲げる場合には、イの規定によりその例によることとされる第二十九条第三号イ(2)、ロ及びハの規定によりその例によることとされる同号ハに掲げる基準は、適用しないこと。

(2) 第二十九条第三号ニ(2)に掲げる場合（(1)に掲げる場合を除く。）

四 （略）